

開発行為許可通知書

第 24-003 号

高松市上林町 30 番地 8
アイラックホーム株式会社
代表取締役 増元 浩二 様

令和 6 年 4 月 9 日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 第 1 項の規定により許可する。

令和 6 年 6 月 12 日

綾川町長 前田 武俊



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	綾歌郡綾川町滝宮字原井田 491-2、491-9、494-2、494-3、498-1、499-1、502-2、502-3、502-5、502-6 及び地先 農道・水路
開発区域の面積	3235.99 m ²
予定建築物等の用途	一戸建ての住宅 (11 棟)

許可の条件 (不許可の理由)

- 裏面の「開発行為に対する一般的注意」を遵守すること。
- 綾川町宅地等の開発事業に関する指導要綱に基づく協定書（令和 6 年 3 月 25 日締結）の内容を遵守すること。

法第 41 条第 1 項の規定に基づく制限

なし

(付 記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、都市計画法第 50 条第 1 項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 50 条第 1 項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、公告等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。

開発行為に関する一般的注意

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令（農地法、自然公園法、都市公園法、文化財保護法、森林法、風致地区条例等）による規制がある場合は、それらの許可を受けてから工事に着手すること。
- 2 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、都市計画法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。（都市計画法第37条）
- 3 許可の日から5ヶ月以内に工事に着手しないときは、許可を取り消すことがある。
- 4 工事中の防災対策、特に流排水の措置、騒音の防止、交通の安全、防じん等の対策については、事前に関係者とも協議してその方法を定め、また工事の現場責任者を明確にして、適切な措置を講じること。
- 5 別添の「施工状況写真の撮影要領」により、施工状況の写真を撮影しておくこと。
- 6 許可内容を変更しようとするときは、必ず事前協議を行ったうえで必要な手続きを行うこと。
- 7 工事現場には、見やすい場所に次の「開発許可標識」を工事完了検査のある日まで掲示すること。

開発許可標識

開発区域に含まれる 地域の名称						
開発区域の面積						
開発許可を受けた者の住所及び氏名						
開発許可の年月日及び番号	年	月	日	第 号		
工事施行者の住所及び氏名						
工事現場管理者の氏名						
工事予定期間	年	月	日から	年	月	日まで

注1 開発許可標識の大きさは、縦60センチメートル以上、横90センチメートル以上とします。

2 「開発許可を受けた者の住所及び氏名」欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。